

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壤汚染対策法	法令の番号	平成14年法律第53号				
不利益処分の種類	汚染土壤の適正な運搬及び処理のための措置命令	根拠条項	第19条				
処分基準	<p>(措置命令)</p> <p>第19条</p> <p>都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壤の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壤の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>一 第17条の規定に違反して当該汚染土壤を運搬した場合 当該運搬を行った者</p> <p>二 前条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反して当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなかった場合 当該汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出した者（その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行った者を除く。）</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	目次
	2 弁明の機会の付与						NO